

志免町子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 人間として大切な子どもの権利（第6条～第10条）

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障（第11条～第13条）

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進（第14条～第16条）

第5章 子どもの権利救済（第17条～第23条）

第6章 検証（第24条～第26条）

第7章 雑則（第27条）

附則

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。

子どもは、安心して助けてと言うことができ、大人は子どもを守ります。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切に、お互いに権利を尊重し合うことができます。

子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えをもつこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやりかたで学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。

(4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第13条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第14条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

(子どもの居場所)

第15条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。

(施策の推進)

第16条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第24条に定める子どもの権利委員会に報告します。

第5章 子どもの権利救済

(権利侵害に関する相談及び救済)

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

(子どもの権利救済委員)

第18条 子ども権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

- 5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談委員を置きます。
- 6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員は、次のことをします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
 - (2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
 - (3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。
- 2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。
 - 3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするに当たっては、救済委員は合議をしなければなりません。
 - 4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第20条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(救済委員に対する支援や協力)

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

- 2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

(報告)

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第25条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。